

BSE 対策に関する調査結果（令和3年4月30日時点）

※一部に令和3年5月31日以降を含む

なお、前回調査は令和2年4月30日時点

1. 対象畜種別のと畜場数（全128施設）

| 対象畜種 | と畜場数 | 昨年度比 |
|--------|-------|-------|
| 牛のみ | 70 施設 | 3 施設減 |
| 牛・めん山羊 | 52 施設 | 3 施設減 |
| めん山羊のみ | 6 施設 | 1 施設減 |

2. 通常の牛のスタンニング方法別のと畜場数

| 使用方法 | と畜場数 | 昨年度比 |
|-------------------------------------|--------|-------|
| スタンガン（とさつ銃）のみ使用 ※非貫通式のエアスタナーを含む。 | 115 施設 | 6 施設減 |
| スタンガンとと畜ハンマーの併用 | 5 施設 | 増減なし |
| と畜ハンマーのみ使用 | 2 施設 | 増減なし |

3. 月齢による分別管理について

(1) 分別管理を行っている年齢

- ① 30 か月齢以下、30 か月超に区分し分別管理している：57 施設
- ② 全ての牛の頭部・脊髄を特定部位として取り扱う：65 施設

(2) 分別管理の方法

- ① 日によって分別管理している：2 施設
- ② 時間によって分別管理している：7 施設
- ③ と室等、場所によって分別管理している：0 施設
- ④ ①～③で分別せず、タグ等により識別している：38 施設
- ⑤ その他：10 施設

(具体的な方法)

- ・②と④を併用している。
- ・と畜の順番で管理（30 か月齢以下を先に処理する）
- ・②とタグ等による識別を併用する
- ・個体識別番号により月齢を判定し、頭部に印をつけている。

4. 30 か月齢以下の牛の頭部の使用について

(1) 30 か月齢以下の牛の頭部の処理方法

| 処理方法 | と畜場数 | 昨年度比 |
|------------------------------|-------|-------|
| ①作業場所により 30 か月齢超の牛の頭部と分別している | 9 施設 | 1 施設増 |
| ②時間により 30 か月齢超の牛の頭部と分別している | 12 施設 | 4 施設減 |
| ③その他の方法により分別している | 19 施設 | 1 施設減 |
| ④牛の頭部を食品として用いない | 82 施設 | 2 施設減 |

(その他の方法の具体例)

- ・タグ等の目印で識別する
- ・①と②を併用する
- ・②とタグ等で識別する ・食用色素で頭部に着色することにより分別している。
- ・30 ヶ月齢以下を先に処理している。

(2) と畜検査員の確認

- ① 確認を受けている：122 施設
- ② 30 か月齢超の牛のと畜を行わない：0 施設

※牛のと畜がある施設は122 施設のため、全施設で適正に実施されている。

5. 舌扁桃の除去について

| 処理方法 | と畜場数 | 昨年度比 |
|----------------------------|-------|-------|
| 左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している | 7 施設 | 増減なし |
| 最後位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表面を除去 | 86 施設 | 4 施設減 |
| その他 | 29 施設 | 2 施設減 |

(その他の方法の具体例)

- ・最前位有郭乳頭を結ぶラインで切断 (22 施設)
- ・切り方を細かく定めるなど個別の除去方法 (7 施設)

6. 牛の特定部位の焼却について (複数回答した施設あり)

| 処理方法 | と畜場数 | 昨年度比 |
|-----------------------------|-------|-------|
| と畜場内の施設で焼却している | 16 施設 | 3 施設減 |
| 産業廃棄物処理業者に委託し焼却している | 35 施設 | 1 施設減 |
| 市町村等の産業廃棄物処理場で焼却している | 8 施設 | 1 施設減 |
| 専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している | 43 施設 | 1 施設減 |
| 専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している | 20 施設 | 2 施設減 |

7. 文書の作成に関すること

- ・ SSOP に定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している：124 施設
- ・ SSOP に定められた頻度で点検を実施しているが、記録を保管していない：3 施設^{※1}
- ・ SSOP を定めていない：1 施設^{※2}

※1 令和3年6月1日以降2施設全てのと畜場で記録の保管を行っており、残り1施設は食肉衛生検査所より指導中である。

※2 令和3年5月31日までに牛の取扱を終了している。

8. HACCP に関すること

HACCP による衛生管理：128 施設のうち 109 施設導入済み。

※令和3年5月31日までに残り19施設のうち17施設導入済み、1施設は閉場。残り1施設は牛の取扱を終了している。

9. 指導に関すること

2020年4月30日～2021年4月30日までの間で特定部位の取扱いに関して指導票等の文書により改善を指導した施設：1 施設

指導内容：枝肉洗浄場への脊髓の回収のためのスクリーンの設置と、手が汚染した際の手袋の交換や手洗いの実施。